

③主な事例

RYUGASAKI

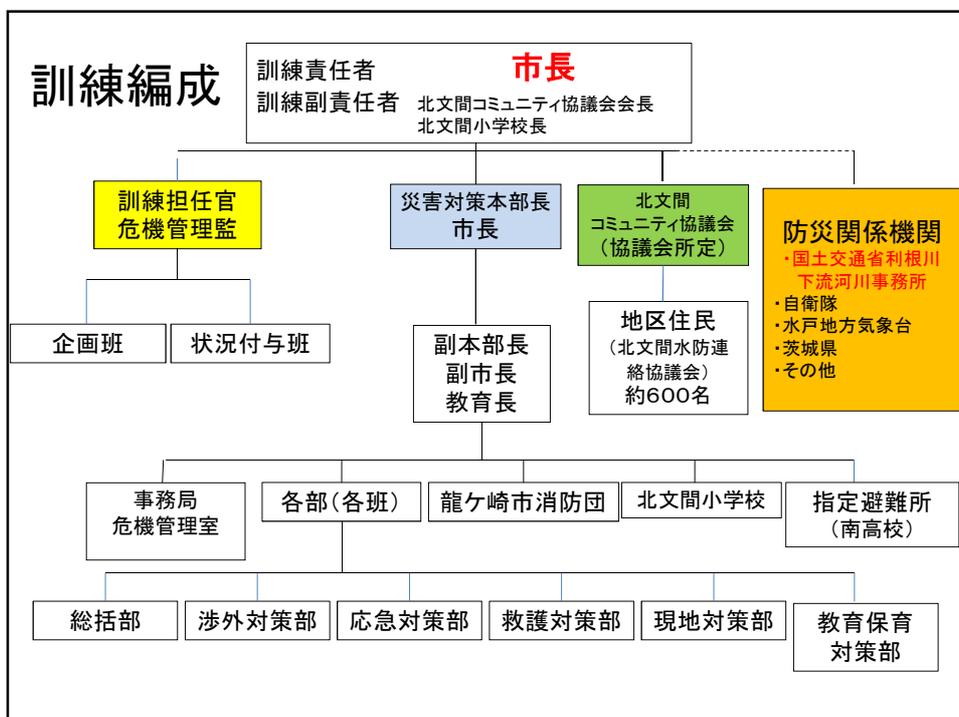
人が元気 まちが元気 自慢したくなる ふるさと龍ヶ崎

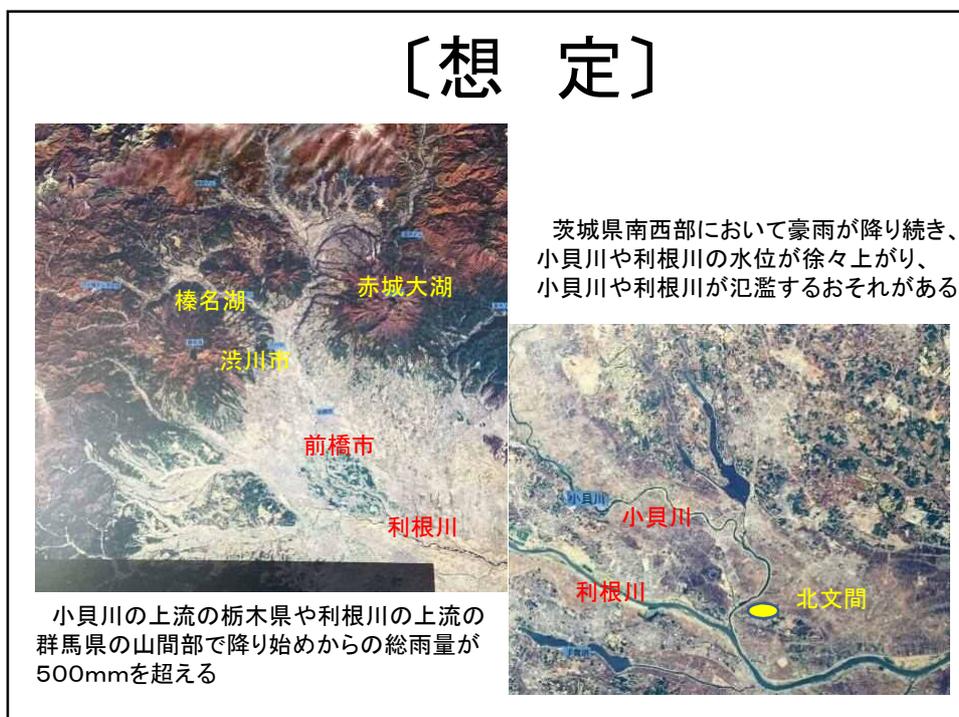
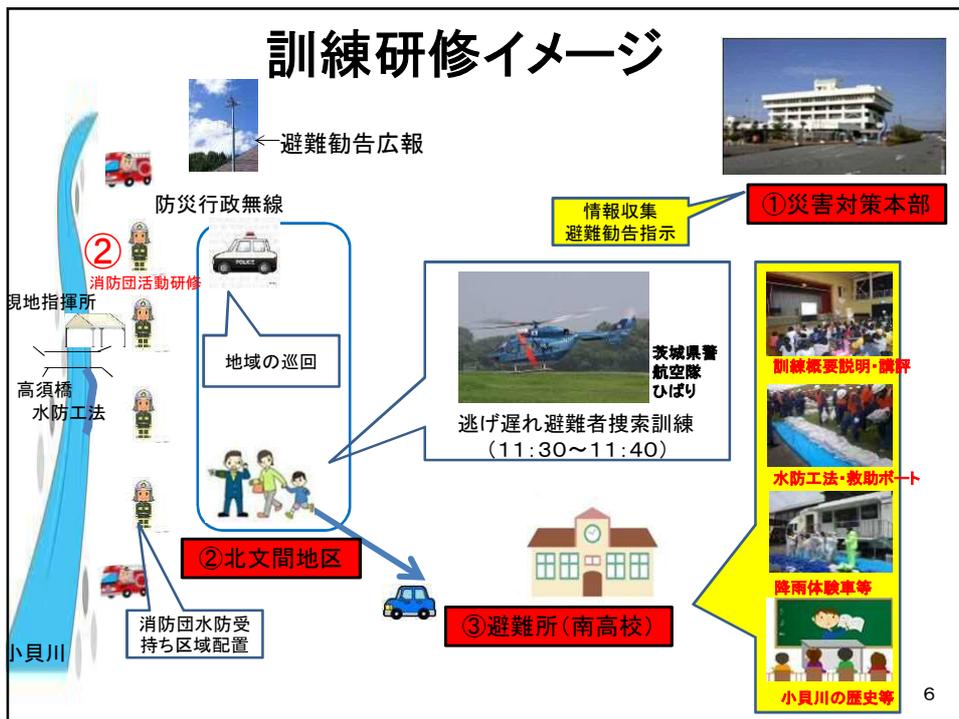
水害対応合同訓練説明




昭和56年8月24日
小貝川高須橋上流左岸破堤
平成29年5月24日
龍ヶ崎市

RYUGASAKI
RYUGASAKI 龍ヶ崎市







1 6月5日(日)08:30

押付水位観測所

避難判断水位(7.70m)到達

「避難準備情報」発令

避難準備情報とは、災害のおそれがあると判断;
避難に時間がかかる避難行動要支援者には早め
めるために発令する情報



2 6月5日(日)09:00
押付水位観測所
避難判断水位(7.90m)到達



「避難勧告」発令

避難勧告とは、災害のおそれが高まった判断されたとき、**一般の住民にも避難を勧め、**または促すために発令する情報



〔災害対策本部の行動〕

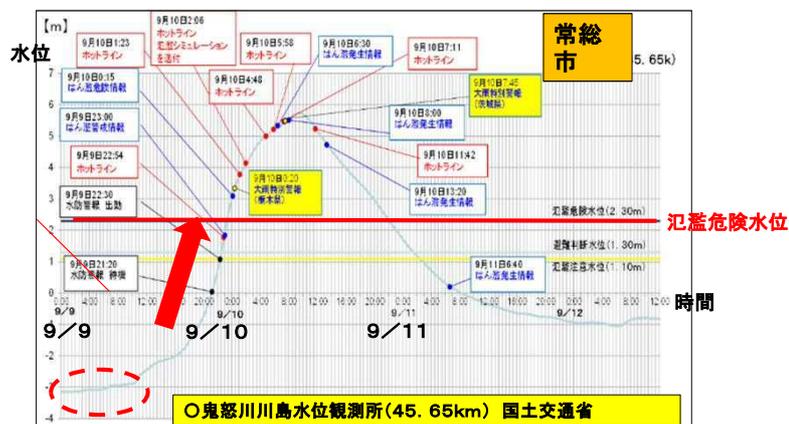
3 6月5日(日)09:00
小貝川・利根川の河川水位, 消防団の警戒監視報告, 気象状況等, リエゾンの助言等を総合的に判断して, 避難勧告を発令



本部長避難勧告発令



ホットラインによる市長(常総市)等への情報提供時期

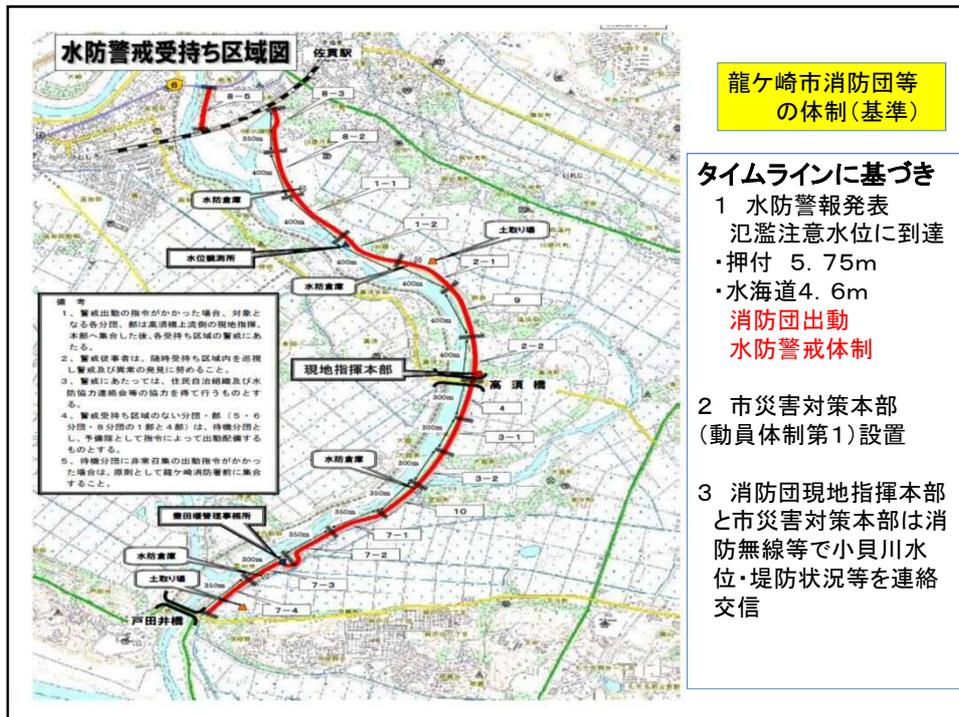


〔龍ヶ崎市消防団の行動〕

4 6月5日(日)09:08

受け持ち区域の警戒及び小貝川漏水箇所
に釜段工法により洪水防止対応





第1次避難地域及び 第1次避難地域住民用指定避難所

第1次避難地域(避難者数:5,774名)

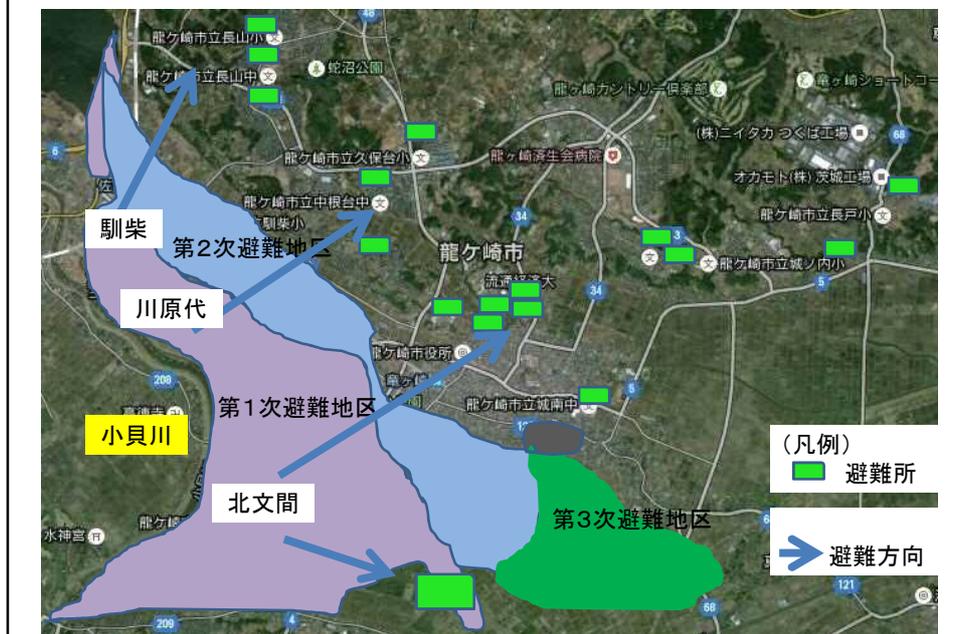
馴染・取手新川地区 (786名)	①小通幸谷の一部(357) (小通幸谷1区)	②取手・新川(429)	
川原代地区 (3,815名)	①小屋(926)	②花丸(946)	③中郷(47)
	④紅葉内区(190)	⑤紅葉内住宅(184)	⑥姫宮(643)
	⑦中坪(116)	⑧砂波(116)	⑨道仙田(161)
	⑩西道内(101)	⑪芳黄(138)	⑫知手(247)
北文間地区 (1,602名)	①高須(232)	②豊田(221)	③長沖(251)
	④長沖新田(206)	⑤須藤堀新田(176)	⑥北方(255)
	⑦羽黒(110)	⑧須藤堀本田(115)	⑨高須(取手)36

2015. 12. 1現在

指定避難所(第1次避難地域住民用)

馴染・取手新川地区 (608名)	①長山小(230)	②長山コミュニティセンター(128)	
	③長山中(250)		
川原代地区 (2,705名)	①馴染台小(200)	②松葉小(140)	③久保台コミュニティセンター(128)
	④愛国学園高(832)	⑤中根台中(340)	⑥松葉コミュニティセンター(132)
	⑦図書館(66)	⑧文化会館(181)	⑨愛宕中(300)
	⑩馴染台コミュニティセンター(136)	⑪久保台小(250)	
北文間地区 (1,791名)	①県立南高(485)(注:利根町の避難者)	②龍ヶ崎小(220)	
	③県立竜一高(520)	④県立竜二高(426)	⑤龍ヶ崎コミュニティセンター(140)

洪水避難地域・指定避難所(小貝川)



質疑応答

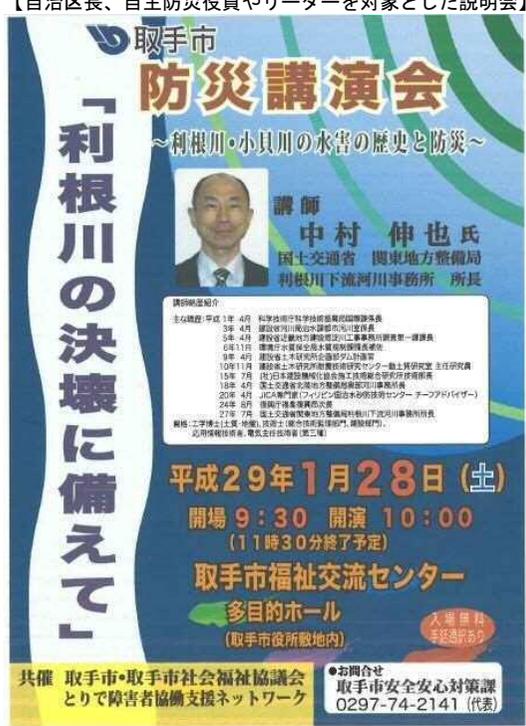
逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																																												
取組項目	住民等への情報伝達体制や方法	目標時期	H28年度から順次実施	実施機関 利根川下流河川事務所、気象台、水資源機構、県、市町、水防事務所組合																																								
取組内容	●水防災に関する説明会の開催																																											
取組目的	■水防災意識の向上を図ることを目的とする。 ・水防災および水防災意識社会の理解 ・水害リスクの認識 ・防災情報取得方法や行動など発災時の対応能力の向上 など																																											
整備水準	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、より専門的な説明会。 ・自治区長、自主防災役員等の市民を対象とした説明会。 ・消防団、水防団（非常勤特別職公務員）等を対象とした説明会。 ・要望に応じて開催 																																											
工程表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整備水準</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">5年で実施する場合の標準的な工程表</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>市民に対し、より専門的な説明会</td> <td></td> <td colspan="4">→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自治区長、自主防災役員等の市民を対象とした説明会</td> <td colspan="5">→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防団、水防団（非常勤特別職公務員）等を対象とした説明会</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話や窓口来庁による水防に関する問い合わせに対して、随時回答</td> <td colspan="5">→</td> </tr> </tbody> </table>				整備水準	項目	5年で実施する場合の標準的な工程表					平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～		市民に対し、より専門的な説明会		→					自治区長、自主防災役員等の市民を対象とした説明会	→						消防団、水防団（非常勤特別職公務員）等を対象とした説明会	→						電話や窓口来庁による水防に関する問い合わせに対して、随時回答	→				
整備水準	項目	5年で実施する場合の標準的な工程表																																										
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～																																						
	市民に対し、より専門的な説明会		→																																									
	自治区長、自主防災役員等の市民を対象とした説明会	→																																										
	消防団、水防団（非常勤特別職公務員）等を対象とした説明会	→																																										
	電話や窓口来庁による水防に関する問い合わせに対して、随時回答	→																																										

実施事例等

【住民対象の説明会（シンポジウム、出前講座 等）の実施】

講演会や説明会に参加したことがある市民等、水防災に関して知識を持った人に対し、一歩踏み込んだ、より専門的な水防災に関する説明会。

【自治区長、自主防災役員やリーダーを対象とした説明会】



平成29年1月28日(土)に、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所中村所長をお招きし、「取手市防災講演会（利根川の決壊に備えて～利根川・小貝川の水害の歴史と防災～）」を開催したものの、市内の自主防災会役員を中心に市民に対して開催を呼びかけ、会場が満員となる200名が来場した。

【消防団、水防団を対象とした説明会】

平成28年4月26日 利根川水系総合水防演習担当者説明会

標記説明会が取手市消防本部にて行われました。来る5月21日に取手市利根川河川敷におきまして「第65回利根川水系連合・総合水防演習」が行われます。水防演習に向けて、15日、19日にリハーサルが行われますが、この担当者説明会では、リハーサルを含めた3日間の説明が行われました。



写真提供：取手市消防団第4分団

利根川下流域の減災に対する平成28年度の取り組み状況

《利根町》

取組事項

水防関連資機材等の備蓄倉庫建設(押付地区水防センター)

取組内容

水防センターは、水防関連資機材等を備蓄すると共に、洪水時における円滑かつ効率的な水防活動及び水害復旧活動の拠点となる備蓄倉庫を建設した。

センターの位置及び現状

■ 押付地区は、利根川と小貝川の合流点に位置しており、合流点の下流には布川狭窄部があり、この地点は洪水時において、危険が予想されることから、重点的な巡視点検が必要となる「重要水防箇所」の区間に設定されている。
この地区は、国土交通省利根川下流河川事務所による河川防災ステーションの整備計画が進められています。



水防センターの概要

■ 押付地区水防センターには、備蓄倉庫に事務室が併設されており、平常時には、防災倉庫として水防関連資機材等を備蓄するとともに、会議・打合せ等に利用します。災害時は、水防活動の拠点として備蓄している水防関連資機材等の搬出等を行います。

- 構造:鉄骨造 1階建
- 倉庫面積 113.40 m²
- その他:トイレ・収納スペース

- 延床面積 178.20 m²
- 会議室面積 47.60 m²

押付地区水防センター(平成29年3月完成)



● 防災行政無線デジタル化更新工事

- 昭和 60 年度 アナログ同報系運用開始
屋外子局整備数(～昭和 61 年度) 44 局
- 平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災 津波が利根川を遡上。
整備から四半世紀が経過した設備の老朽化
- デジタル化更新工事
 - 平成 24 年度 親局を更新、併せてデジタル子局 2 局を新設
 - 平成 26 年度 海岸部に設置された 11 局を更新
 - 平成 27 年度 海岸部から河口部に設置された 11 局を更新
 - 平成 28 年度 河口部から沿岸部に設置された 11 局を更新
 - 平成 29 年度 沿岸部に設置された 11 局を更新予定
(全 44 局の更新が完了)

無堤部に設置した防災行政無線屋外子局



● 水防訓練

- 従前の水防訓練
 - 関係機関のみが参加
- 平成 27 年関東・東北豪雨
 - 床上 7 棟、床下 5 棟の浸水被害発生
- 平成 28 年度水防訓練
(平成 28 年 6 月 6 日開催)
 - 地域防災力の強化
 - 浸水被害を受けた地元町内会が参加(見学)

水防訓練の様子を報じる地元紙



● 高齢者・障害者施設等の安全対策

- 高齢者・障害者施設安全対策会議 (平成 28 年 11 月 21 日開催)
 - 平成 28 年 8 月 31 日、台風第 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害
岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームで、多数の利用者が亡くなる。
 - 市内に所在する高齢者・障害者施設のうち 19 施設が出席
 - 内容
 - ・ 情報の把握及び避難の判断
 - ・ 非常災害対策計画の策定及び避難訓練
 - ・ 点検及び指導・助言
 - ・ 災害時における福祉施設の役割
 - ・ 事業継続計画(BCP) など
- 防災士の資格取得費用の全額助成
 - 施設の自助・共助力の向上
 - 高齢者施設等から推薦者も助成対象に拡大
6 名が応募 → 全員が資格取得



高齢者施設の避難訓練(垂直避難)

平成 29 年 5 月 利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会第 4 回協議会資料

洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組					訓練状況		
取組項目	河川水位等に係る情報提供	目標時期	引き続き実施	実施機関	成田市、成田市消防本部、成田市消防団		
取組内容	●水防訓練の実施						
取組目的	■当市に關係する重要水防箇所において想定される水防工法の習得を重点に、実践的な訓練を実施し、水防体制の強化を図る						
訓練概要	<p>例年、水防工法習得訓練をおこなっており、市有地の広場にて訓練を行い、各種工法の習得を図っていた。平成 27 年関東・東北豪雨による被害を鑑み、市内における河川堤防にて、水防団の安全管理に留意した風水害発生時の活動要領及び当市に關係する重要水防箇所において想定される水防工法の習得を重点に、従来型の訓練よりさらに実践的かつ効果的な訓練を行った。</p> <p>日時：平成 28 年 6 月 18 日（土）8:30～12:30</p> <p>場所：根木名川親水公園予定地（根木名川堤防）</p> <p>訓練参加人員：成田市水防団 水防団長以下 202 名 成田市消防本部 水防工法指導員 30 名</p> <p>訓練内容：(1) 警戒巡視要領</p> <p>(2) 準備工法 土のう作り (28 年度新規配備の水防資器材、土のう制作器の使用)</p> <p>(3) 水防工法 ※各 30 分間のローテーション ア 積み土のう工法 イ 月の輪工法 ウ むしろ張り（シート張り）工法</p> <p>(4) 水防工法指導員による工法展示 ア 木流し工法 イ 釜段工法 ウ 五徳縫い工法</p>						
	 <p>警戒巡視要領</p>			 <p>土のう制作器の使用</p>			
 <p>土のう作り</p>			 <p>月の輪工法</p>				
 <p>シート張り工法</p>			 <p>積み土のう工法</p>				
 <p>訓練全景</p>							

逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

実施機関	八千代市
取組項目	避難場所案内表示板の設置
実施時期	H28年度 ~ H31年度
現状の課題	<p>破堤から24時間後には、浸水が始まる。</p> <p>↓</p> <p>近くの避難場所が、何の災害に適した避難場所なのか、地域住民に浸透していない。</p> <p>↓</p> <p>避難者は、どこに避難していいのか躊躇してしまう。</p> <p>↓</p> <p>逃げ遅れが発生する 危険性がある</p>

浸水想定(破堤24時間後)



逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

避難場所として指定されている小中学校33か所に避難場所案内表示板を設置する。

整備年度	H28	H29	H30	H31
整備か所数	9	8	8	8

取組内容

【避難場所案内表示板】

設置場所：学校の校門袖
規格：900mm×430mm
夜間視認性：蓄光式を採用

【財源の確保】

千葉県地域防災力向上総合支援補助金を活用

期待する
効果

- ・災害種別図記号により、何の災害に適した避難場所かを一目で確認できる。
- ・英語表記により、外国人も理解しやすい。
- ・蓄光式の採用により、夜間や停電時の暗闇においても、視認性が確保される。



迅速かつ的確な
避難行動につながる

避難場所案内表示板

《昼間》 平成29年4月11日 17時撮影



《夜間》 平成29年4月11日 19時撮影



洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組						実施事例等	
取組項目	隣接市合同による水防訓練の取組の推進	目標時期	引き続き実施	実施機関	我孫子市、柏市、両市消防団	【隣接市合同による水防演習の実施】 ・我孫子市、柏市の水防関係者等による合同水防演習を実施 ・平成28年度で第53回となり、約500名が参加	
取組内容	●隣接市である我孫子市・柏市合同による水防訓練等の取組を推進					開会式の状況 	
取組目的	■出水期にあたり、水防要員の士気を鼓舞し、作業能力の向上を図り、両市の緊密なる連携の下に水防体制の万全を期すとともに、住民の理解を求めて有事の際、災害の減少を図ることを目的とする。					演習の状況 	
整備水準							
工程表	整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
	引き続き実施	広域協力体制	➡				

一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

取組項目	排水計画・排水訓練	目標時期	引き続き実施	実施機関	我孫子市、災害支援協定団体 (我孫子建設業会)、利根川下流 河川事務所
------	-----------	------	--------	------	---

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で浸水常襲地区6箇所において、排水ポンプ車の配置位置検討を実施 ●国に対し、排水ポンプ車等の出動要請時の進入ルート・配置位置等の確認 ●排水ポンプ車による排水訓練の実施 				
------	---	--	--	--	--

取組目的	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模浸水に対し、氾濫水を迅速に排水し早期の社会機能回復を図ることを目的とする。 ■排水訓練を実施することで排水技術の習得を目的とする。 				
------	--	--	--	--	--

整備水準					
------	--	--	--	--	--

工程表	整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度 ~
	引き続き実施	排水計画・排水訓練	適宜ブラッシュアップ				

実施事例等

【排水ポンプ車の進入ルート、排水訓練の実施】
排水ポンプ車の進入ルート・配置位置等の検討を実施し、排水訓練を行う。

排水ポンプ車進入ルート・配置位置の例

千葉県我孫子市

下-3 布佐地区（布佐樋管）災害対策用排水ポンプ車配置（案）

派遣希望地区：我孫子市布佐地区
派遣希望箇所：我孫子市布佐 3751 番地先 布佐樋管（一級河川手賀川左岸）
連絡先：我孫子市建設部治水課 管理担当
Tel:04-7185-1509 FAX:04-7185-5588

【案内図】

北千原排水管理事務所
布佐樋管

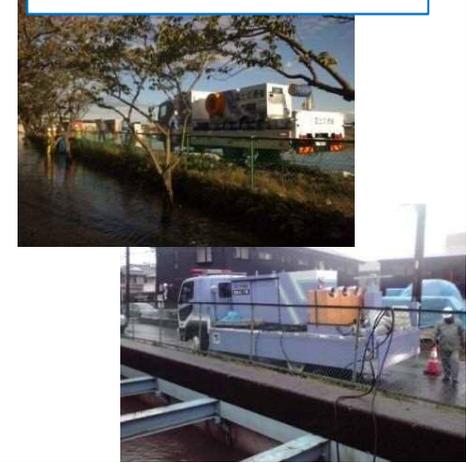
排水ポンプ車
投入路
布佐樋管

我孫子市内災害対策用排水ポンプ車配置全体図

排水訓練の実施



出水時の排水状況（H25年10月）



逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組

取組項目	避難誘導体制	目標時期	H28年度から順次実施	実施機関	市、東電タウンプランニング(株)	
取組内容	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、 まるごとまちごと HM の検討、整備や表示板等の整備推進					
取組目的	洪水など災害時の避難所などに関する情報を標識として『まちなか』に表示することにより、日頃から「災害」に対して意識を持ち、発災時には、安全かつスムーズな避難行動に繋げ、洪水等による被害を最小限にとどめることを目的として整備するものである。					
整備水準	 <ul style="list-style-type: none"> ・まるごとまちごとハザードマップ（調査・検討・実施） ・市街地の電柱などに、浸水深（想定・実績）や避難所等の情報を標識として表示 					
	 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易（安価）な標識などでの表示 ・例えば、紙（保護シート）やラベルプリンターによる標識、消火栓BOXへの貼付 					
	 <ul style="list-style-type: none"> ・現状で避難所施設での”避難所”としての表示・標識や案内されない施設では、先ずは案内標識や表示（簡易含む）を行う。 ・この場合、調査・検討が必要となる浸水深やルート表示は必要とはしない。 					
工程表	整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表			
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		調査・計画（関係機関協議）	[Progress bar from 28 to 32]			
		標識の設置【実施】	[Progress bar from 28 to 32]			
		簡易標識等の設置	[Progress bar from 28 to 30]			
		避難所案内の設置【簡易含む】	[Progress bar from 28 to 29]			

実施事例等

東電タウンプランニング(株)と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、東京電力が営む電柱に広告看板を設置する際、下部に近隣の避難場所名称とその方向を記載できるようにした。また、その際の費用は広告主の負担とし、市の負担は無い。現在22か所の電柱に設置済みである。

実際の設置写真→

←広告付き電柱看板案内表示デザイン例

【簡易標識等】

のぼりや簡易看板（捨て看板）

ラベルプリンター（シール）による表示なども考えられる。

保護シートによる紙での貼付 ※イメージ

手作り標識 ※イメージ

【避難所案内等の設定】_先ずは避難所や避難場所であることだけでも伝える。

避難場所に市町の指定避難場所であることを表示する看板を設置

Rank IIのような簡易版も当面の表示方法としてあげられる。

逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組

実施事例等

取組項目	住民等への情報伝達体制や方法	目標時期	H28年度から順次実施	実施機関	市
取組内容	●小中学校における水防災教育の実施				
取組目的	■自律的に安全な行動ができる態度や能力を身に付けることを目的とする。				



工程表

整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
	説明会、講演	[Blue arrow spanning from 28 to 32]				
	教職員による水防災教育（授業等）	[Green arrow spanning from 28 to 32]				
	教材（学習資料）の作成、配布	[Orange arrow spanning from 28 to 32]				
	学校・教育委員会との協議 要望・必要に応じて対応	[Black arrow spanning from 28 to 32]				

【水災害教育（総合学習など）】
市職員による説明会・出前講座

市内の小学校の4年生における社会科学習の場で市の防災対策やハザードマップについて説明。
(平成28年7月6日実施)

ハザードマップについての説明

学習を通しての感想やお礼文

【教職員による水防災教育（授業等）】
総合学習時間などを利用した教職員が授業を実施する。

【教材（学習資料）の作成、配布】

防災ハザードマップ

四街道市地域防災計画

概要をまとめ、
分かりやすく
見やすい資料
の作成

気象・水象情報

利根川下流河川事務所

印西市

市民等

-72h ◇台風予報

-48h ◇台風に関する千葉県気象情報(随時)
○台風に関する気象庁記者会見
○大雨注意報・洪水注意報発表

-24h ◇台風に関する気象庁記者会見
○大雨警報・洪水警報発表

-18h 押付 水防団待機水位到達(水位3.10m)

-12h 取手 氾濫注意水位到達(水位5.40m)
押付 氾濫注意水位到達(水位5.75m)
横利根 氾濫注意水位到達(水位2.85m)
押付 氾濫注意水位到達(水位5.75m)

-7h 取手 避難判断水位到達(水位7.20m)
押付 避難判断水位到達(水位7.70m)
横利根 避難判断水位到達(水位4.30m)
◇暴風警報発表

-6h 取手 氾濫危険水位到達(水位7.50m)
押付 氾濫危険水位到達(水位7.90m)
横利根 氾濫危険水位到達(水位4.40m)
◇大雨特別警報発表

0h ※台風上陸
堤防天端水位到達・越流

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

○施設(水門・排水機場等)の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○リエゾン体制の確認
○協力機関の体制確認
○連絡体制の確保
○排水機場等の事前放流の指示・確認
○水門、樋管、排水機場などの操作
○要員(注意体制)確保

【注意体制】
水防警報(待機・準備) (印旛利根川水防事務所組合に送付)
○応援体制の確認(防災エキスパート等)
○要員(警戒体制)確保

【警戒体制】
洪水予報(氾濫注意情報)
水防警報(出動) (印旛利根川水防事務所組合に送付)
○水防警報(指示)
○出水時点検(状況把握)
○CCTVによる監視強化
○維持業者に待機指示
○要員(非常体制)確保

【非常体制】
洪水予報(氾濫警戒情報)
○ホットライン(避難判断水位)
○維持業者に指示
○応援体制の要請(防災エキスパート)
○漏水・侵食情報提供

○リエゾンの派遣
洪水予報(氾濫危険情報)
○協定会社への要請を検討
○ホットライン(氾濫危険水位、避難勧告等の発令判断の目安)

○災害対策機械の派遣
洪水予報(氾濫発生情報)
○被害状況の把握(ヘリコプター等による迅速な状況把握)
○TEC-FORCEの活動
○被害状況・調査結果等の公表
○本局へ支援要請(本局災害協定)
○本局の支援

緊急復旧
堤防調査委員会設置

○気象情報収集
○避難所開設箇所数の確認
○休校の判断、体制の確認等
○水防団等への注意喚起
○避難所開設を検討
○庁内検討会議

第1配備

第2配備
○連絡要員の配置
○1時間ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認
○管理職の配置
○避難所開設の準備を指示
○水防団待機・準備
○水防団幹部の参集を検討
○避難準備・高齢者等避難開始の発令対象地域を検討
○避難所開設の完了

第3配備
○災害対策本部設置
○水防団幹部会議開催
○水防団第2配備
○巡視・水防活動状況報告
○避難勧告等の発令対象地域を検討
○避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、避難勧告等の発令判断
○要配慮者施設に洪水予報伝達(氾濫注意情報)

第4配備
○水防団第3配備
○避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、避難指示(緊急)等の発令判断
○要配慮者施設に洪水予報伝達(氾濫警戒情報)
○必要に応じ、助言の要請
○10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認

第4配備継続
○水防団第4配備
○氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示(緊急)を発令
○要配慮者施設に洪水予報伝達(氾濫危険情報)
○避難が完了していない市民への周知、誘導、救助等の実施
○水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示
○災害対策機械の派遣要請
○大雨特別警報の周知

○要配慮者施設に洪水予報伝達(氾濫発生情報)
○住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知
○自衛隊への派遣要請
○避難者への支援

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
○ハザードマップ等による避難所・避難ルート及び避難要領の確認
○防災グッズの準備、確認
○メール・テレビ・ラジオ・HP等、避難情報受信手段の確認
○自宅保全

○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認

○避難の準備(要配慮者)

要配慮者避難開始

○避難の準備(要配慮者以外)

避難開始

○防災無線、携帯メール、水防団広報等による避難勧告の受信

避難開始

○防災行政無線、携帯メール、水防団広報等による避難勧告の受信

避難完了

最終的な危険回避行動

○防災行政無線、携帯メール、水防団広報等による避難指示の受信

避難解除

25

印西市浸水域避難対象地区

浦部、浦部村新田、亀成、発作、相嶋、大森、木下、木下南、竹袋、木下東、平岡、小林、本埜小林、将監、松木、安食卜杭、笠神、押付、佐野屋、中田切、和泉屋、立埜原、下井、酒直卜杭、長門屋、甚兵衛、川向、中、下曾根、行徳、萩埜、桜野、萩原、萩原干拓、松虫、吉高、吉高干拓

※ 6～9時間の氾濫到達時間の区域を抽出



平成29年1月27日

水郷4市は、大規模水害時における広域避難の連携に関する協定を締結します。

利根川と霞ヶ浦・常陸利根川に囲まれた水郷地域は、両河川の洪水氾濫域が重複することから、大規模水害時には速やかな住民避難の実施が必要となります。

しかし、水郷地域は、千葉県・茨城県の県境や潮来市・稲敷市・神栖市・香取市の市境が入り組み、避難経路も利根川及び常陸利根川に架かる数か所の橋に限られる等の課題を有しています。このため、水郷地域を一体として捉え相互の広域的な避難を可能とする避難計画策定に向け水郷4市は協議・検討を進めてきたところです。

また、平成27年9月の関東・東北豪雨災害での被害を踏まえ、国土交通省が発表した「水防災意識社会 再構築ビジョン」を基に、利根川下流域・霞ヶ浦流域においても、水防災意識社会の再構築を目的として、沿川市町村、国土交通省、千葉県・茨城県等で構成する大規模氾濫に関する減災対策協議会が設立され、目標達成に向けた取り組みの一つとして、広域避難を推進していく事が必要とされています。

このような背景のもと、潮来市・稲敷市・神栖市・香取市は、大規模水害時に連携して県境・市境を越えた広域避難を可能とすべく本協定を締結するもので、締結式を下記のとおり行います。

1. 日 時 平成29年2月7日（火）11時～
2. 会 場 水の郷さわら 川の駅2F会議室（香取市佐原イ4025番地3）
3. 協定締結者

潮来市長	原 浩道
稲敷市長	田口 久克
神栖市長	保立 一男
香取市長	宇井 成一
4. オブザーバー
 - ・ 大規模氾濫に関する減災対策協議会 事務局

国土交通省関東地方整備局	利根川下流河川事務所長	中村 伸也
	霞ヶ浦河川事務所長	白土 正美
 - ・ 千葉県
 - ・ 茨城県

問い合わせ先
 香取市総務企画部 総務課
 危機管理班 宇井・石田
 電 話 0478-50-1201
 F A X 0478-52-4566

県境・市境を越えた広域避難の連携に関する協定を締結<平成29年2月7日> ～ 水郷地域を一体として捉え相互の広域的な避難が可能に！～

利根川及び霞ヶ浦、常陸利根川に囲まれた水郷地域は、これら河川の洪水氾濫域が重複している地域のため、非常に水害リスクが高く、大規模な水害時には周辺の高台や浸水区域外への速やかな住民避難が必要となります。しかし、この水郷地域は、川と湖が千葉県、茨城県の県境や潮来市、稲敷市、神栖市、香取市の市境に入り組み、これにより避難場所に向かう避難経路も利根川及び常陸利根川に架かる数カ所の橋に限られる等の課題を有しています。このため、4市による広域避難計画が検討されてきました。

霞ヶ浦及び利根川下流の両流域が設けた「大規模氾濫に関する減災対策協議会」においても広域避難計画の策定は、重要な課題と位置付け、その対策は目標達成に向けた取組の一つとして推進していくこととしています。

このような背景のもと、平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川での水害を教訓に協議が進められ、水郷地域を構成する4市が一つとなり、大規模水害時に連携して県境・市境を越えた広域避難を可能とするため、4市が協定を締結しました。

広域避難の連携に関する協定締結

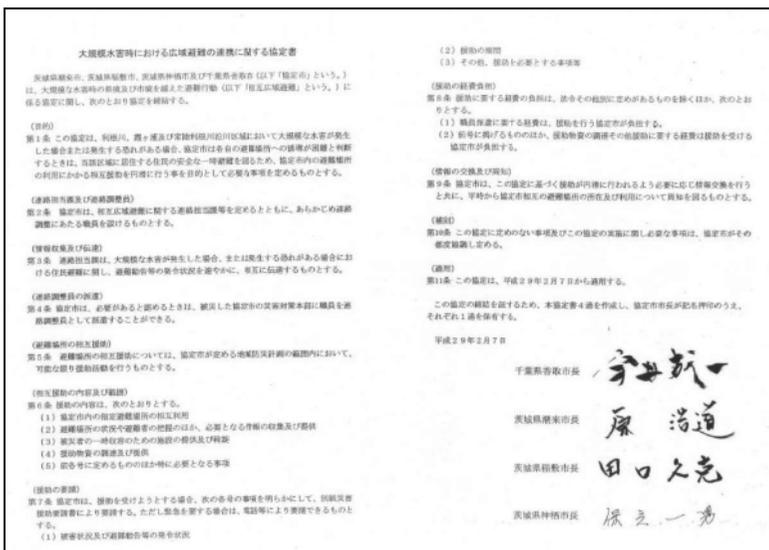
締結日：平成29年2月7日(火)

締結者：(茨城県)潮来市長、稲敷市長、神栖市長
(千葉県)香取市長

※オブザーバー：霞ヶ浦河川事務所長、利根川下流河川事務所長
茨城県、千葉県

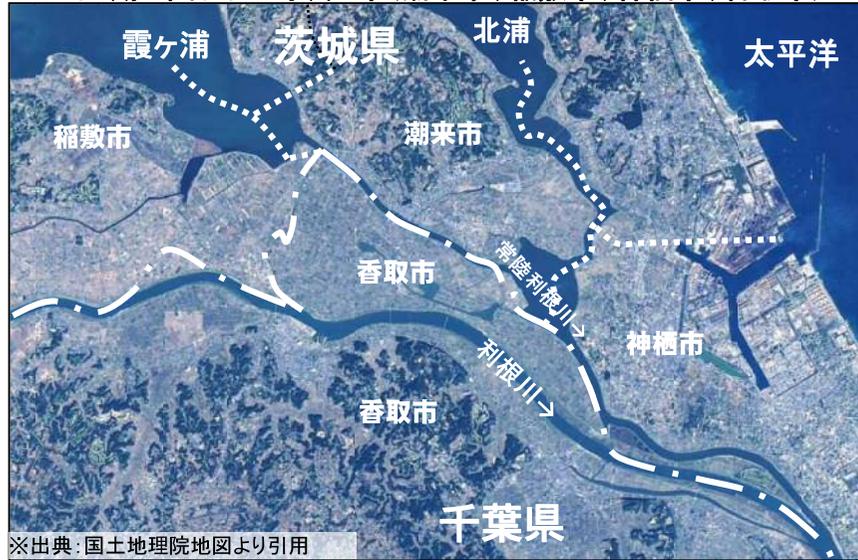
協定の主な内容

- ・指定避難場所の相互利用
- ・避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供
- ・被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- ・援助物資の調達及び提供 等



香取市

川と湖に囲まれた水郷4市(潮来市、稲敷市、神栖市、香取市)



※出典: 国土地理院地図より引用

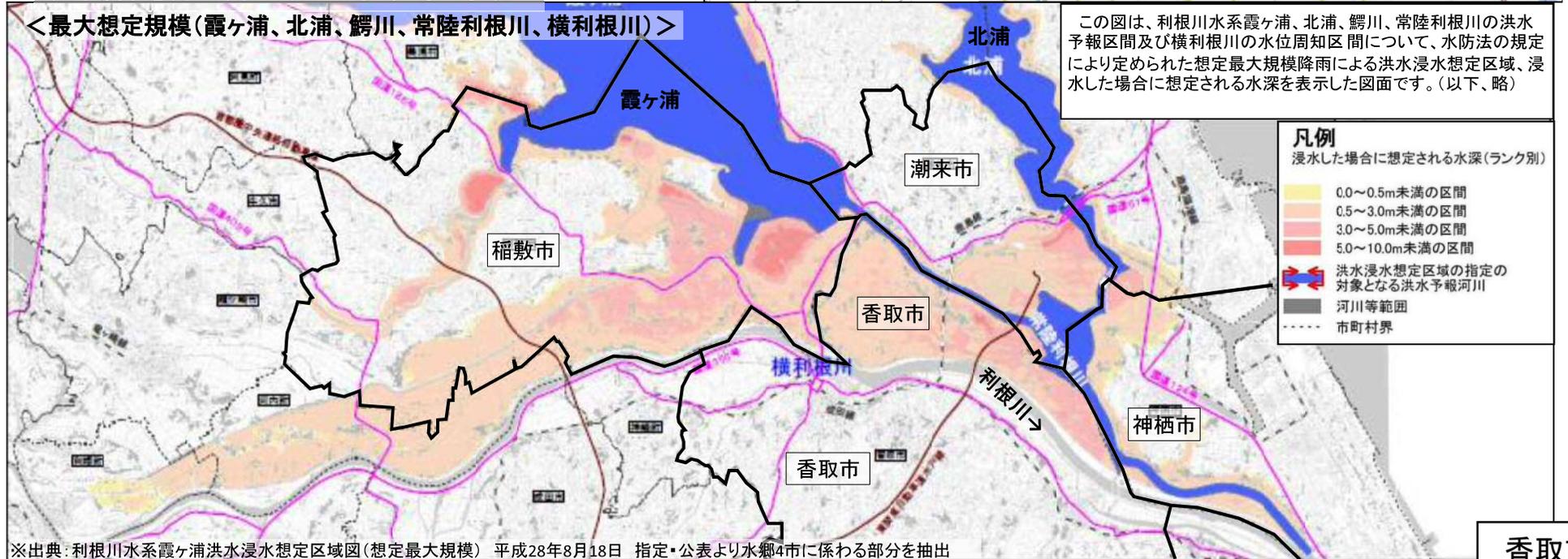
川を渡河する水郷4市の交通アクセスの状況



※出典: 国土地理院地図より引用

洪水浸水想定区域図における水郷4市の状況

<最大想定規模(霞ヶ浦、北浦、鰯川、常陸利根川、横利根川)>



この図は、利根川水系霞ヶ浦、北浦、鰯川、常陸利根川の洪水予報区間及び横利根川の水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。(以下、略)

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

0.0~0.5m未満の区間
0.5~3.0m未満の区間
3.0~5.0m未満の区間
5.0~10.0m未満の区間

洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 河川等範囲
 市町村界

※出典: 利根川水系霞ヶ浦洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 平成28年8月18日 指定・公表より水郷4市に係わる部分を抽出

香取市

逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

実施事例等

取組項目	避難場所・避難経路	目標時期	H28年度から順次実施	実施機関	市町
------	-----------	------	-------------	------	----

取組内容
 広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じた避難所の住民への周知。

取組目的
 市町を超えるような広範囲な浸水、長期化する浸水への対応や住民の迅速な避難を確保することを目的とする。



工程表

整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
Blue	・広域避難に関する協定の締結 ・広域避難計画の策定 ・防災訓練などの機会を通じた避難所の住民への周知				→	
Green	・広域避難計画の検討 ・避難経路に関する検討			→		
Yellow	・近隣市との広域避難に関する作業部会等実施		→			

【広域避難計画の策定、関係機関等との協定の締結、住民への周知】

広域避難(栄町洪水ハザードマップ)

広域避難に関する協定締結

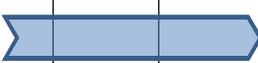
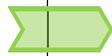
広域避難計画策定

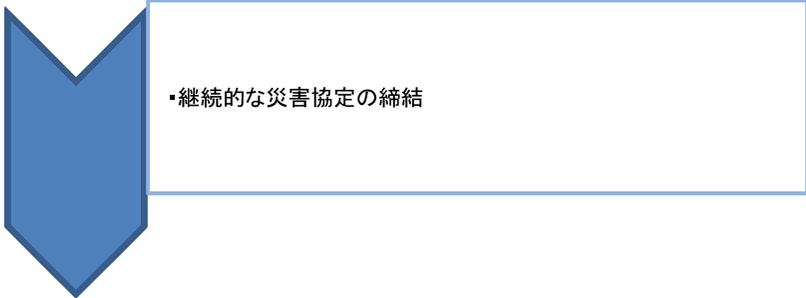
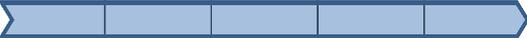
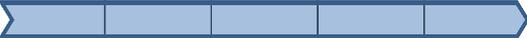
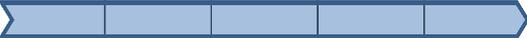
地区別防災訓練の際に対象住民への周知を図る

【避難所や避難経路に関する検討】

広域避難所 避難経路の検討

【近隣市との広域避難に関する作業部会等の実施】
 町内部で広域避難に向けての作業部会を設置する。
 近隣市との広域避難に関する作業部会等を設置し、検討を進める。
 (印西市等)

洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組					実施事例等		
取組項目	河川の巡視区間	目標時期	H28年度から順次実施	実施機関	県、市町、水防事務組合		
取組内容	水防団や地域住民が参加し、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施。					<p>【共同点検の実施(地域住民も含めた点検)】 町、関係行政機関、地域住民により、利根川における洪水リスクの高い区間の共同点検を実施する。 ・関係行政機関：利根川下流河川事務所・千葉県・気象庁 印旛利根川水防事務組合 ・地域住民：河川縁辺地区住民・消防団</p>	
取組目的	地域住民に水害リスクの高い箇所や水防活動について理解していただき、水防災意識の共有や再確認を図ることを目的とする。						
整備水準	 <ul style="list-style-type: none"> 共同点検の実施 【地域住民も含めた点検】 					<p>【共同点検の実施(河川縁辺の自治会長程度)】 町、関係行政機関、河川縁辺自治会長等により、利根川における洪水リスクの高い区間の共同点検を実施する。 ・関係行政機関：利根川下流河川事務所・千葉県・気象庁 印旛利根川水防事務組合 ・河川縁辺地区：西区・布太区・三和区・中谷区・北区・出津区・和田区 須賀新田区・北辺田区・矢口区)</p> <p>【共同点検実施方法の検討・必要性の検討】 共同点検実施方法の検討を確認する。 共同点検の必要性について検討する。</p>	
	 <ul style="list-style-type: none"> 共同点検の実施 【河川縁辺の自治会長程度】 						
	 <ul style="list-style-type: none"> 共同点検実施方法の検討 必要性の検討 						
工程表	整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
		共同点検の実施 【地域住民も含めた点検】					
		共同点検の実施 【河川縁辺の自治会長程度】					
		共同点検実施方法の検討 必要性の検討					

洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組						実施事例等																		
取組項目	水防資機材の整備状況	目標時期	引き続き実施	実施機関	町																			
取組内容	地域の建設業者による災害支援体制の検討・構築。					<p>【水防支援体制の構築(継続的な災害協定の締結)】 水防活動に必要な人員、資機材を定量的に把握して評価し、水防支援体制を構築する。</p> <p>《災害時等における各種協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時応急対策に関する協定書(栄町建設災害対策協力会) ・災害時における物資供給等に関する協定書 (栄町建設協同組合・西印旛農業協同組合・(株)宮本商店・(株)善寿屋 (株)ナリタヤ・マルエツ(株)安食店・NPO法人コメリ災害対策センター 川久石油(株)・瀧田石油(株)・(有)小川燃料・(有)高見商店・(有)櫻井管商店) ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (生活協同組合ちばコープ・社団法人千葉県エルピーガス協会) ・災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (特別養護老人ホーム栄白翠園・介護老人保健施設さかえケアセンター 特定施設入居者生活介護和楽久ぼっくい・児童発達支援センター安食) ・土地及び家屋被害認定調査等に関する協定書 (千葉県土地家屋調査士会) <p>等</p>																		
取組目的	災害活動に活用する重機の確保、対応可能な建設業者の確保を目的とする。																							
整備水準	 <p>・継続的な災害協定の締結</p>																							
工程表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整備水準</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・継続的な災害協定の締結</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>					整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表					平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～		・継続的な災害協定の締結					
整備水準	項目	5ヶ年で実施する場合の標準的な工程表																						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～																		
	・継続的な災害協定の締結																							

1-3

1-4

1-5

1)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難場所・避難経路

●広域避難計画の策定

✓広域避難計画(案)を策定するための支援を行う

【茨城県の取り組み】平成29年3月現在

○ 災害対応勉強会 広域避難検討ワーキンググループ

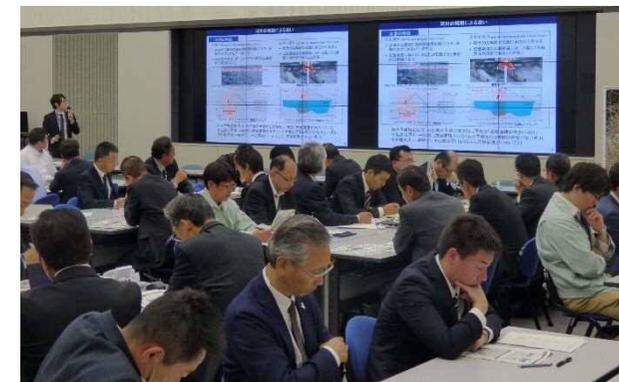
目的	自然災害に係る広域一時滞在に関することを検討
構成	県, 県内13市町村(下妻市, 常総市, つくばみらい市等) (オブザーバー参加: 国, 関係機関等)
内容	広域避難計画策定ガイドラインの作成
時期	H29. 7頃～ 年2～3回程度開催

(参考)災害対応勉強会(H27. 11～)

目的	① 県及び市町村の防災担当者が災害対応に関する理解を深め, 実務に活かすこと。 ② 防災担当者間の連携を深め, 災害発生時に横の連携を活かし, 災害対応に当たれるようにすること。
構成	茨城県, 県内44市町村, 県内24消防本部 (オブザーバー参加: 国, 関係機関等)
開催実績	H27年度 2回(H27. 11, H28. 2) H28年度 3回(H28. 4, H28. 10, H29. 1) H29年度 1回(H29. 4)
ワーキンググループ	①広域避難検討WG, ②災害対応支援チームWG, ③図上型防災訓練実施支援WG (H28. 10設置)



(ワーキンググループのイメージ)



(平成29年度第1回災害対応勉強会)

洪水浸水想定区域の指定・公表



平成29年3月21日（火）
国土交通省 関東地方整備局河川部
下館河川事務所
利根川下流河川事務所

記者発表資料

利根川水系小貝川、大谷川（国管理区間）について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定・公表します。

- 1 国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携してハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。
このたび、減災の取組の一環として、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、利根川水系小貝川、大谷川（国管理区間）が氾濫した場合に浸水が想定される区域、想定される水深及び浸水継続時間を示した「洪水浸水想定区域」を水防法第14条の第1項及び同条第3項の規定に基づき指定・公表し、関係市町へ通知します。
あわせて、一定の条件下において家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域として、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表します。

◇公表資料

- 「別紙」のとおり 【資料1～10】
2 洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれる自治体の数 【資料11】
3 資料は、下記の閲覧場所もしくはインターネットで公表しています。

◇閲覧場所

国土交通省 関東地方整備局 河川部	水災害予報センター
下館河川事務所	1階ロビー、氏家出張所、石井出張所、伊讚出張所、鎌庭出張所、真岡出張所、黒子出張所、水海道出張所、藤代出張所
利根川下流河川事務所	1階ロビー、取手出張所、竜ヶ崎出張所、安食出張所、金江津出張所、佐原出張所、小見川出張所、銚子出張所、北千葉導水路管理支所

※利根川下流河川事務所においては小貝川図面のみ閲覧可能

◇インターネット

利根川下流河川事務所ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/>
下館河川事務所ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

発表記者クラブ	
竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、千葉県政記者会、栃木県政記者クラブ、筑西市記者クラブ、宇都宮市政記者クラブ	
お問い合わせ	
【利根川水系小貝川及び大谷川（国管理区間）の洪水浸水想定区域の内容に関すること】	
○国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所	
副 所 長	須藤 純一 TEL 0296-25-2161
調 査 課 長	伊藤 克雄 TEL 0296-25-2171
【利根川水系小貝川（国管理区間）の洪水浸水想定区域の内容に関すること】	
○国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所	
副 所 長	丸山 将吾 TEL 0478-52-6361
防災対策課長	久保田 健一 TEL 0478-52-6365
【洪水浸水想定区域全般に関すること】	
○国土交通省 関東地方整備局 河川部 水災害予報センター	
水災害予報センター長	石鉢 盛一朗
水災害対策専門官	武藤 健治 TEL 048-601-3151(代表)

利根川下流

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省 関東地方整備局

平成29年3月

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成29年5月1日から8水系25河川にエリア拡大します～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川(鬼怒川、肱川)の沿江市町村(茨城県常総市、愛媛県大洲市)において緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2を開始しています。

平成29年5月1日から、国が管理する洪水予報河川のうち、自治体や携帯事業者との調整等が整った管内8水系25河川の137市町村に配信エリアを拡大します。配信対象河川及び市町村は、今後も順次拡大していきます。

- ※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。
- ※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

配信内容①

1 配信開始日

平成29年5月1日（月）

2 配信対象河川及び市町村

国が管理する洪水予報河川 8水系25河川の137市町村（詳細は別表）

3 配信対象者

配信対象市町村内の携帯電話等（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

4 配信する情報

配信対象河川における「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	河川氾濫が発生した情報 （※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報）	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	河川氾濫が発生した情報 （※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報）	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

2

配信内容②

5 配信文案

洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように緊急速報メールが住民に配信されます。

○配信文案例

①河川氾濫のおそれ	②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)
<p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>（件名） 河川氾濫のおそれ</p> <p>（本文） 〇〇川の〇〇（〇〇市〇〇）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>	<p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>（件名） 河川氾濫発生</p> <p>（本文） 〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ている。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>	<p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>（件名） 河川氾濫発生</p> <p>（本文） 〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>

利根川下流

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受待区間	配信対象市町村
久慈川	久慈川	富岡 (茨城県常陸大宮市)	左岸:茨城県常陸大宮市から茨城県常陸太田市まで 右岸:茨城県常陸大宮市から茨城県那珂市まで	茨城県 常陸太田市、常陸大宮市、那珂市
		榑橋 (茨城県日立市)	左岸:茨城県常陸太田市から海まで 右岸:茨城県那珂市から海まで	茨城県 日立市、常陸太田市、東海村
那珂川	那珂川	小口 (栃木県那珂川町)	左岸:栃木県大田原市から茨城県常陸大宮市まで 右岸:栃木県大田原市から栃木県芳賀郡茂木町まで	栃木県 大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、那珂川町
		野口 (茨城県常陸大宮市)	左岸:茨城県常陸大宮市から茨城県水戸市まで 右岸:栃木県芳賀郡茂木町から茨城県水戸市まで	茨城県 常陸大宮市、那珂市、城里町
		水府橋 (茨城県水戸市)	左岸:茨城県水戸市から海まで 右岸:茨城県水戸市から海まで	茨城県 茨城町、大洗町
利根川	霞ヶ浦 常陸利根川	出島 (茨城県かすみがうら市)	・霞ヶ浦 ・常陸利根川 左岸:茨城県潮来市永山字霞場170番1地先から外浪逆浦への合流点まで 右岸:茨城県潮来市永山字向津65番3地先から外浪逆浦への合流点まで	茨城県 土浦市、石岡市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町 千葉県 香取市
	常陸利根川 北浦 鶴川	白浜 (茨城県行方市)	・常陸利根川 左岸:外浪逆浦から利根川への合流点(常陸川水閘門) 右岸:外浪逆浦から利根川への合流点(常陸川水閘門) ・北浦 ・鶴川 左岸:茨城県鹿嶋市大字大船津字川迎2340番1地先から常陸利根川への合流点まで 右岸:茨城県潮来市洲崎332番地先から常陸利根川への合流点まで	茨城県 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市 千葉県 香取市
	鬼怒川	佐貫(下) (栃木県塩谷町)	左岸:栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺まで 右岸:栃木県宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から栃木県宇都宮市下岡本町まで	栃木県 真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、塩谷町、高根沢町
	鬼怒川 田川放水路	石井(右) (栃木県宇都宮市)	・鬼怒川 左岸:栃木県宇都宮市板戸町から栃木県真岡市上江連まで 右岸:栃木県宇都宮市柳田町から栃木県小山市大字中河原まで ・田川放水路 左岸:田川に分派点から鬼怒川への合流点まで 右岸:田川に分派点から鬼怒川への合流点まで	茨城県 結城市、筑西市 栃木県 小山市、真岡市、下野市、上三川町
	鬼怒川	川島 (茨城県筑西市)	左岸:茨城県筑西市下江連から茨城県常総市新石下まで 右岸:茨城県筑西市下川島から茨城県常総市古間木まで	茨城県 結城市、下妻市、常総市、筑西市、八千代町 栃木県 小山市
鬼怒川水海道 (茨城県常総市)		左岸:茨城県常総市三坂町から利根川への合流点まで 右岸:茨城県常総市花島町から利根川への合流点まで	茨城県 常総市、守谷市、つくばみらい市	

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受待区間	配信対象市町村
利根川	小貝川	三谷 (栃木県真岡市)	左岸:栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番地先から茨城県筑西市蔵まで 右岸:栃木県真岡市大字根本2169番地先から茨城県筑西市蔵まで	茨城県 筑西市 栃木県 真岡市、益子町
	小貝川 大谷川	黒子 (茨城県筑西市)	・小貝川 左岸:茨城県筑西市蔵から茨城県つくば市吉沼まで 右岸:茨城県筑西市蔵から茨城県下妻市蔵まで ・大谷川 左岸:茨城県筑西市大字野殿字大道下361番2地先野殿橋上流端から小貝川への合流点まで 右岸:茨城県筑西市大字野殿字根田1577番3地先野殿橋上流端から小貝川への合流点まで	茨城県 下妻市、常総市、筑西市
	小貝川	上郷 (茨城県常総市)	左岸:茨城県つくば市吉沼から茨城県つくばみらい市北袋まで 右岸:茨城県常総市館方から茨城県常総市水海道瀬頭町まで	茨城県 下妻市、常総市、つくば市、つくばみらい市
		小貝川水海道 (茨城県常総市)	左岸:茨城県つくばみらい市北袋から茨城県龍ヶ崎市小通幸谷まで 右岸:茨城県常総市水海道瀬頭町から茨城県取手市宮和田まで	茨城県 龍ヶ崎市、常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市
	烏川 碓氷川	高松 (群馬県高崎市)	・烏川 左岸:群馬県高崎市から鏡川への合流点まで 右岸:群馬県高崎市から鏡川への合流点まで ・碓氷川 左岸:群馬県高崎市から烏川への合流点まで 右岸:群馬県高崎市から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、藤岡市
	烏川	岩鼻 (群馬県高崎市)	左岸:群馬県高崎市から利根川への合流点まで 右岸:鏡川合流点から利根川への合流点まで	群馬県 高崎市、伊勢崎市、藤岡市、玉村町 埼玉県 本庄市、深谷市、上里町
	鏡川	山名 (群馬県高崎市)	左岸:群馬県高崎市から烏川への合流点まで 右岸:群馬県藤岡市から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、藤岡市
	神流川	若泉 (埼玉県神川町)	左岸:群馬県藤岡市から烏川への合流点まで 右岸:埼玉県神川町から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、伊勢崎市、藤岡市、埼玉県 本庄市、深谷市、神川町、上里町

利根川下流

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受注区間	配信対象市町村
荒川	荒川	熊谷 (埼玉県熊谷市)	左岸：埼玉県深谷市から埼玉県上尾市まで 右岸：埼玉県寄居町から埼玉県越谷市まで	埼玉県 さいたま市見沼区、中央区、桜区、南区、緑区、岩槻区、熊谷市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、橘川市、北本市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、川島町、吉見町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町 東京都 足立区
		治水橋 (さいたま市西区)	左岸：埼玉県上尾市から埼玉県戸田市まで 右岸：埼玉県川越市から東京都板橋区まで	埼玉県 さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、川越市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 東京都 千代田区、台東区、北区、荒川区、板橋区、足立区
		岩瀬水門(上) (東京都北区)	左岸：埼玉県戸田市から海まで 右岸：東京都板橋区から海まで	埼玉県 さいたま市西区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区、川越市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、富士見市、吉川市、ふじみ野市 東京都 千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
荒川	入間川	小ヶ谷 (埼玉県川越市)	左岸：埼玉県川越市大字的場字飛橋下1563番の1地先から埼玉県比企郡川島町大字角泉字亀尾388番の1地先まで 右岸：埼玉県川越市大字池辺字権現橋1057番の2地先から埼玉県川越市大字府川字高畑1112番の8地先まで	埼玉県 さいたま市西区、川越市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市
		菅間 (埼玉県川越市)	左岸：埼玉県比企郡川島町大字角泉字亀尾388番の1地先から荒川への合流点まで 右岸：埼玉県川越市大字府川字高畑1112番の10地先から荒川への合流点まで	埼玉県 さいたま市西区、川越市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、川島町 東京都 北区、板橋区
	越辺川	入西 (埼玉県坂戸市)	左岸：埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から入間川への合流点まで 右岸：埼玉県入間郡毛呂山町大字昔林字清水346番地先から入間川への合流点まで	埼玉県 川越市、東松山市、坂戸市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町
	高麗川	坂戸 (埼玉県坂戸市)	左岸：埼玉県坂戸市大字森戸字市前1163番地先から越辺川への合流点まで 右岸：埼玉県坂戸市大字森戸字赤城347番地先から越辺川への合流点まで	埼玉県 川越市、坂戸市、毛呂山町

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受注区間	配信対象市町村
荒川	都幾川	野本 (埼玉県東松山市)	左岸：埼玉県東松山市大字石橋字川原2番の1地先から越辺川への合流点まで 右岸：埼玉県東松山市大字下唐子字榎町83番の3地先から越辺川への合流点まで	埼玉県 川越市、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町
	小畔川	八幡橋 (埼玉県川越市)	左岸：埼玉県川越市大字吉田字下川原添608番の2地先(東武鉄道東上線鉄道橋上流端)から越辺川への合流点まで 右岸：埼玉県川越市大字吉田字下川原添608番の2地先(東武鉄道東上線鉄道橋上流端)から越辺川への合流点まで	埼玉県 川越市、坂戸市
多摩川	多摩川	石原 (東京都調布市)	左岸：東京都府中市から東京都狛江市まで 右岸：東京都多摩市から神奈川県川崎市多摩区まで	東京都 世田谷区、府中市、調布市、日野市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市 神奈川県 川崎市中原区、高津区、多摩区
		田園調布(上) (東京都大田区)	左岸：東京都世田谷区から海まで 右岸：神奈川県川崎市多摩区から海まで	東京都 品川区、世田谷区 神奈川県 川崎市川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区
		調布橋 (東京都青梅市)	左岸：東京都青梅市から東京都国立市まで 右岸：東京都青梅市から東京都日野市まで	東京都 八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国立市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市
浅川	浅川橋 (東京都八王子市)	左岸：東京都八王子市中野上町4丁目3895番地先 から 多摩川への合流点まで 右岸：東京都八王子市元本郷町4丁目483番地先 から 多摩川への合流点まで	東京都 八王子市、日野市、多摩市	
鶴見川	鶴見川	網島 (横浜市港北区)	左岸：神奈川県横浜市港北区新羽町1659番地から海まで 右岸：神奈川県横浜市港北区大倉山7丁目12番地から海まで	神奈川県 川崎市川崎区、幸区
相模川	相模川	神川橋 (神奈川県平塚市)	左岸：神奈川県高座郡寒川町一之宮3175番地先から海まで 右岸：神奈川県平塚市田村3258番地先から海まで	神奈川県 平塚市、茅ヶ崎市、秦川町
富士川 (釜無川を含む)	富士川	船山橋 (山梨県韮崎市)	左岸：山梨県韮崎市から笹吹川への合流点まで 右岸：山梨県韮崎市から山梨県南アルプス市まで	山梨県 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、市川三郷町、昭和町
		清水端 (山梨県富士川町)	左岸：山梨県西八代郡市川三郷町から山梨県南巨摩郡身延町まで 右岸：山梨県南巨摩郡富士川町から山梨県南巨摩郡身延町まで	山梨県 市川三郷町、身延町、富士川町
		南部 (山梨県南部町)	左岸：山梨県南巨摩郡身延町から海まで 右岸：山梨県南巨摩郡身延町から海まで	山梨県 身延町 静岡県 静岡市清水区、富士宮市、富士市

利根川下流

利根川下流ライブカメラ(増強)

1-17

利根川下流河川事務所ホーム >

利根川下流河川事務所からの災害情報 過去の災害情報

現在、災害情報はありません。



最新のお知らせ(平成29年04月04日更新) お知らせ一覧

- 平成28年04月04日 **防災** 重要水防施設を平成29年度版に更新しました。
- 平成28年03月31日 **防災** 手賀山治水防範施設河川に指定しました。
- 平成28年03月13日 **治水** 2,250トン(17.3立方メートル)の治水用土砂搬出機が完成しました。

最新記者発表資料(平成29年04月25日更新) 記者発表一覧

- 平成29年04月25日 利根川下流河川事務所 **河川** 平成29年度 利根川下流河川事務所 事業概要
- 平成29年03月29日 利根川下流河川事務所 **河川** 水の親せきからPR! 佐原リバー(株)の活動が日本水太自に ～交流人口拡大と舟運ネットワーク創出がもたらす地域活性化が評価～
- 平成29年03月21日 河川部/下館河川事務所/利根川下流河川事務所 **河川** 利根川下流河川事務所 利根川下流河川事務所 利根川下流河川事務所 利根川下流河川事務所 利根川下流河川事務所

このページの先頭へ



利根川・江戸川河川整備計画



利根川水系河川整備計画



利根川舟運・地域づくり協議会



水の国さわら



インターネットでつくる
国土計画



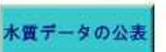
あなたの町のバザードマップ



水の大切さ！
水源地情報



川の防災情報



水質データの公表



水面を安全に
利用するために



堤防除草無償提供



減災対策協議会



利根川下流
ライブカメラ

← クリック

利根川下流河川事務所ホーム | 関東地方整備局

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所
〒287-8510 千葉県香取市佐原イ41-49 電話:0478(52)6361

リンク/著作権等について | プライバシーポリシー | ウェブサイトアクセシビリティへの取り組み

利根川下流河川事務所
トップページ

ライブカメラ

利根川下流にあるカメラの現在状況や平常時の映像を画像で見ることができます。
地図内又は地図下にリンクがあり、そこから現在のカメラ映像を画像で確認することができます。

利根川:須賀/千葉県印旛郡栄町(右岸)



・H29年3月30日よりCCTV公開画像数が増えました。
従来 5台(1~5番) → 今回 15台(6~15番)

手賀川水防警報河川指定

■利根川下流河川事務所ホームページお知らせ一覧(平成29年3月31日)

手賀川を水防警報河川に指定しました。

水防法第16条に基づき、平成29年3月31日に利根川の支川である手賀川を水防警報河川に指定しました。今後は、大雨等により手賀川が増水した場合に、防災機関(水防団や消防機関など)の水防活動の指針となる水防警報を発令します。

水防警報指定河川に指定する河川、警報区間

河川名	警報区間	基準地点
手賀川	手賀沼からの流出点 から 利根川合流点 まで (利根川合流点から上流7.7km)	曙橋水位観測所

[水防警報指定区間及び水位観測所位置図はこちら\[PDF:211KB\]](#)

【参考】

水防警報指定区間及び水位観測所位置



水防警報指定区間及び水位観測所位置図

防災教育開催

【講座内容】

- ・ 利根川について
- ・ 利根川の水害の歴史
- ・ 近年の気象
- ・ 洪水対策
- ・ 防災・減災の取り組み

【講 師】 利根川下流河川事務所 副所長

【講座日】 平成29年1月6日

【対 象】 利根町小中学校教職員及び教育委員会



手賀川・手賀沼水位周知河川指定



国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.



平成 29 年 5 月 24 日
国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所
千葉県 県土整備部 河川環境課

手賀川・手賀沼を水位周知河川に指定しました。

国土交通省利根川下流河川事務所が管理する利根川水系手賀川と千葉県が管理する手賀沼を5月24日、水位周知河川に指定し、手賀川と手賀沼の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を設定したのでお知らせいたします。

【新規に水位周知河川に指定する河川、指定区間、基準水位観測所】

河川名	指定区間	基準水位観測所
手賀川	手賀沼からの流出点 から 利根川への合流点 まで (利根川合流点から上流 7.7km)	曙橋水位観測所 (千葉県柏市曙橋)
手賀沼	大堀川合流点から手賀川合流点まで (手賀沼全域)	手賀沼水位観測所 (千葉県柏市曙橋)



※国土地理院の電子地形図(タイル)に水位周知指定区間、河川名等を追記して掲載

発表記者クラブ
竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会

問い合わせ先

【手賀川に関すること】
国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所
副所長(技術) かいづ よしかず 海津 義和 TEL 0478-52-6361 (内線 205)
防災対策課長 くぼた けんいち 久保田 健一 TEL 0478-52-6365 (内線 281)

【手賀沼に関すること】
千葉県 県土整備部 河川環境課
防災対策室長 たかやなぎ しょうじ 高柳 昌司 TEL 043-223-3149 (直通)

水位周知河川について

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川です。国土交通省又は都道府県の機関は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、その水位を示して通知及び周知を行います。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）について

氾濫危険水位は水位周知河川の場合、「洪水特別警戒水位」とも呼ばれます。

この水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位で、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の方々の避難判断の参考になる水位です。

河川、沼の管理区分について

手賀川：国管理（国土交通省利根川下流河川事務所が管理しています）

手賀沼：県管理（千葉県が管理しています。）